

令和元年第15回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和元年11月22日（金）午後2時開会

2 場 所 天草市役所 第3会議室

3 本会議に出席した教育委員等

委 員 黒 鶴 進 治	委 員 行 合 八 恵 子
委 員 木 下 え り 子	委 員 蓑 田 え り
委 員 吉 森 啓 司	教 育 長 石 井 二 三 男

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長 長 元 忠	教 育 総 務 課 長 柴 田 和 人
学校教育課長 本 多 俊 隆	生涯学習課長 岡 田 恵
学校教育課審議員 小 森 直 哉	学校給食課審議員 長 尾 敏 彦
学校教育課課長補佐 河 内 秀 幸	教育総務課施設係長 伊 野 上 乾 悟
学校教育課教務1係長 濱 中 光 徳	学校教育課教務2係長 宮 口 恵 美
生涯学習課生涯学習指導係長 児 玉 洋 子	生涯学習課公民館係長 松 下 智 幸
生涯学習課中央図書館庶務係長 福 本 律 子	学校給食課管理係長 渡 邊 英 治
教育総務課課長補佐 出 永 圭 史	

5 本会議に付した議題等

(1) 議題

- 議第40号 事務局職員の定年前早期退職の承認について (教育総務課)
議第41号 天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (教育総務課)
議第42号 天草市立図書館条例施行規則及び天草市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (教育総務課)
議第43号 天草市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令の制定について (教育総務課)
議第44号 市長の権限に属する事務の補助執行について (教育総務課)
議第45号 財産の取得について (学校教育課)
議第46号 令和元年度一般会計補正予算（第7号）について (各 課)
議第47号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について (各 課)

(2) 協議・報告

- (1) 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例改正について (教育総務課)
(2) 令和元年12月行事予定について (教育総務課)

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和元年第15回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回会議録の承認であるが、何か意見はないか。ないようであれば承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 早いものでもう直ぐ12月に入る。学校訪問も委員にはお世話になり、経営訪問が2校、総合訪問が1校を残すのみとなった。研究発表でもお世話になったが、本年は後、河浦中学校で11月25日に行われるキャリア教育の研究発表で終わる。来年、本渡中学校の発表が行われる。九州中学校駅伝競走大会が本市で行われる。29日開会式、30日の午前中スタートする。後は事務局関係であるが、人事異動の時期に入っていく。市の教育長面接、1次・2次・3次の教育長校長合同面接が行われる。精一杯努力して参りたい。

(4) 議案

議第40号 事務局職員の定年前早期退職の承認について

石井教育長： それでは議題に入るが、議第40号は天草市教育委員会会議規則第14条第1項に規定する人事案件に該当するため、秘密会とすることにしたいがよろしいか。

(全員賛成する)

石井教育長： 全員賛成であるため秘密会とする。関係者以外の退室をお願いする。

(秘密会のために会議録なし)

議第41号 天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 議案書2ページから6ページまでとなるが、まず、5ページの提案理由をお願いする。本件は、本市の奨学金貸与事務において使用する様式の改正である。改正理由として3つ挙げている。1点目として、平成28年改正の「租税特別措置法」及び平成30年1月閣議決定の「平成31年度税制改正の大綱」に基づき、奨学金等特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書に貼り付ける収入印紙について、文部科学省に申請し認められれば非課税となる措置が適用されることとなった。資料5ページ6ページに文部科学省から発出されている制度概要の抜粋を付している。要件として、奨学金の制度が高等学校以上の学校に通う学生を対象としたものである、経済的な理由で修学が困難な者である、無利息の貸付けであるなどの5つの要件を満たし、申請により文部科学省が認めれば、印紙税が非課税となるものである。議案書5ページの提案理由に戻っていただきたい。2点目として、平成16年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者などの性的少数者の人権を尊重する取組みが求められている中で、本市では、この取組みの一つとして、各種申請書及び証明書等の性別表記（男女の別）を見直し、法律等の規定に基づかないものについては、性別表記の欄を削除することを全庁的に行うこととなった。さらに、3点目として、「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されることに伴い、金銭や建物の貸借における連帯保証契約においては、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定め、契約の中で、書面等により合意したものでなければ連帯保証契約は無効とする民法の改正が行われたため、様式を改正するものである。議案書2ページをお願いする。奨学金借用証書には、消費貸借契約に基づく収入印紙を貼り付けることになるが、今回の特例措置により、認められた期間、印紙税が非課税となるため本則の附則の中に、印紙税非課税措置の規定を追加するものである。3ページの様式第1号は、氏名の横の欄、生年月日を記載する欄に「性別記載」があるので、これを削

除するもの。4ページの様式第2号は、奨学生推薦調書の下の欄、氏名を記載する項目に「性別記載」があるので、これを削除する。5ページの様式第12号の改正では、連帯保証人の項目に、「極度額は_____円とする」と追加を行っている。また、借用証書の中に租税特別措置法により印紙税が非課税となる旨を記載する必要があるため、備考に第4項として非課税となる旨を追加している。施行期日については、印紙税の非課税措置に関しては、平成31年4月1日から遡及して適用し、性別記載の削除については、本市各部署の改正に合わせて令和2年1月1日から施行、さらに、奨学金借用証書の極度額の追加の改正規定は、民法の改正施行に合わせて令和2年4月1日から施行するとしている。定例会資料7ページには、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の抜粋」、8ページ～9ページには、法務省から発出されている「民法の一部を改正する法律の保証契約関係の抜粋」を付けている。また、前後するが、定例会資料1ページから4ページには、奨学金貸与条例施行規則の新旧対照表を付けている。以上で説明を終る。

石井教育長：事務局から説明があった。何か質問等はないか。

木下委員：議案書4ページの奨学生推薦調書の下段に「上記の者は、人物学術ともに優秀身体強健で」と記載されている。この優秀身体強健という言葉に、何か体に障害をもっている人が高校から大学を受験したいと思うときに、奨学金の貸付の申請をすることができるのかと疑問に思うことがあるかもしれない。

柴田教育総務課長：確かにご指摘を受けたところで、改めて見直すと現在あまり使わない言葉である。実際、奨学金の貸与は選考委員会を開催して決定するが、その中では身体強健については、通常の健康であればとの判断をしている。その判断で学校長から推薦をしていただいている。例えば、何らかの障害があっても通常健康であれば奨学金の貸与はできると考えている。

行合委員：議案書5ページの金額の上限となる極度額とあるが、極度額とは。

柴田教育総務課長：この部分については連帯保証をしてもらうので、どの限度額まで連帯保証する金額になるのかを連帯保証人が判断するとのことで法律改正がなされている。いろいろなケースによるが、奨学金については学校の在籍中に貸与し、卒業後、借用証書を作成するが、貸与された総額が数年かかる返還額となるのでこの返還額が極度額となる。50万円貸与されたなら50万円が極度額となり、連帯保証人については50万円までを責任をもって保証してもらうことになる。実際借用書には金額を明示する。

石井教育長：先ほどの身体強健であるが、ここで他も改正するのであれば今回改正しても良いのではないか。

長元教育部長：確認したところ貸与規則には記載されていない。心配された規則にこの様な方に貸与しない表現はない。様式のみの記載であるので対応したい。

柴田教育総務課長：今回併せて様式第2号の改正をするので、文言についても改正させていただく。「優秀かつ健康で」という標記に変更したい。

長元教育部長：ここは単純に、「上記の者を推薦する」で良いのではないかと考える。

柴田教育総務課長：貸与規則においては、人物学術は優秀であることが要件となっているので、「身体強健」を削除することとしたい。

石井教育長：他に何かないか。なければ議第41号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第42号 天草市立図書館条例施行規則及び天草市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長：事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長：議案書7ページをお願いする。本件は、先程の奨学金関係の規則改正の際に説明した

性同一性障害者の性的少数者の人権を尊重する取組みの一つとして、本市が全庁的に実施する各種申請書及び証明書等の性別表記の廃止に伴う様式の改正である。同じ理由による改正であるため、一つの一部改正規則にて、提案させていただく。定例会資料10ページの新旧対照表をお願いする。第1条で、天草市立図書館条例施行規則に規定している様式第1号の改正を行う。右側の欄が旧様式となる。この様式の中の上部右側にある「性別記載欄」を削除するものである。次に、資料11ページをお願いする。第2条として、天草市学校施設の開放に関する条例施行規則に規定しております様式第1号の改正を行う。様式第1号は登録申込書と別紙の会員登録者名簿の2つを規定している。資料12ページの別紙会員登録者名簿の様式中に性別欄があるため、これを削除するものである。本改正規則の施行期日は、全庁的な取組みとして統一したものとし、令和2年1月1日としている。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。何もなければ議第42号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第43号 天草市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 議案書12ページをお願いする。本件は、先の議案において、規則の一部改正の議決をいただいたものと同様の理由によるもので、性的少数者の人権を尊重する取組みに伴う性別表記の廃止に伴うものと、「民法の一部を改正する法律」の施行に伴い、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を記載する項目を追加する様式の改正となる。定例会資料13ページの新旧対照表をお願いする。様式第1号、教職員住宅入居申込書の中に、性別の欄があるため、これを削除するものである。14ページの様式第3号は、教職員住宅の貸借における契約書的なものでこれを「請書」として運用している。この様式の連帯保証人の項目に「極度額」の項目を追加するものである。本改正規則の施行期日は、様式第1号の改正規定は令和2年1月1日、様式第3号の改正規定は法律の施行日に合わせて令和2年4月1日としている。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。何もなければ議第43号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第44号 市長の権限に属する事務の補助執行について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 議案書16ページをお願いする。本件は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長部局総務部総務課から市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に補助執行していることに関し、令和元年10月24日付で協議があつたため、議題として提案する。17ページ及び18ページには、総務課から送付を受けた協議書及び資料を掲載している。今回依頼があつた協議事項の内容としては、令和2年4月から、学校給食課において業務を開始する「学校給食費公会計化に伴う事務」について、本市教育委員会が既に補助執行を受けている事務の範囲に含まれるものであるかとの確認をお願いしたい旨の協議となっている。18ページには、給食費公会計化に伴う業務内容として、記載されている。給食費の口座振替関係や収納管理、未納者への督促、未納対策等が給食費公会計化に伴う業務として考えられている。定例会資料15ページをお願いする。本市教育委員会がすでに補助執行を受けている事務が天草市事務決裁規程第16条に規定されており、この規程の抜粋を付けている。天草市事務決裁規程第16条第1項には、事

務の委任及び補助執行について規定されており、市長は、別表第3支出に関する事項、別表第4収入その他財務に関する事項、別表第5契約事務に関する事項に掲げる事務の一部を、教育長、教育部長及び教育委員会事務局の課長に委任又は補助執行させることとなっている。資料22ページをお願いする。市長からの事務委任又は補助執行を受けて、本市教育委員会事務局組織規則において、教育委員会の事務局組織及び事務分掌を規定しているところで、事務局組織規則の第4条の学校給食課管理係の事務分掌として、「(1) 給食の調理・物資及び学校給食会計に関すること。」と規定している。令和2年4月からの学校給食費公会計化に伴い新たな事務が発生することになるが、この新たな事務も包括したところで、既に規定している学校給食課の「学校給食会計に関すること。」という所掌事務になると思われるということで、総務課から協議が行われている。本日は、この点について、教育委員の皆さんからご意見をいただきたいと考えている。なお、給食費の公会計化に伴う事務が、現在、市長から受けている補助執行の範囲に包括されているということについて、教育委員会として異議なければ、定例会議案の19ページに、案として付けているとおり、市長部局からの協議に対する回答を総務課あて送付することになる。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。

長元教育部長： 少し補足する。学校給食課の職員は実際に学校給食費を扱っているが、それぞれの学校で例えば学校給食会があり、学校で集めたお金を給食費食材会計に移す業務を行っている。来年4月からは直接市が市長名で納付書を発行し、口座引き落としの手続をしてお金をを集め、市のお金として業務を行う。市長名で行う業務を教育委員会が行うということに関して事務を委任しているということの確認をお願いしたい。少し分かりにくいくかもしれないが、来年の4月からは、現在校長名で給食費を集めたり、給食センター名で納めたり、また、徴収もPTAがしたり、学校が集金袋で集めたり、口座振替で集めたりしているため、教職員の事務負担の軽減を含めて市で行うのが主旨である。

石井教育長： 他に何かないか。なければ議第44号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第45号 財産の取得について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

本多学校教育課長： 議案書の20ページをお願いする。本議案は、令和2年4月から小学校教科書が改訂され、その採択による小学校教師用指導書の購入に伴うもので、提案理由は、下段に記載しているが、予定価格が2千万円以上の動産の買い入れをするには、地方自治法第96条第1項第8号及び天草市財産条例2条の規定により議会の議決に付さなければならぬため、天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第4号の規定により、教育委員会の意見を聞くものである。購入の内訳は、21ページのとおりで、新たに教科となる英語を含め12教科合計2,311冊、42,158,380円で3社への随意契約となる。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。

黒鶴委員： 3社から購入することになっているが、購入冊数はどのように決定されたのか。

本多学校教育課長： 教科書の供給については、発行者が全国53か所の教科書・一般書籍供給会社と教科書供給計画を締結し、教科書・一般書籍供給会社が教科書を取り扱う者に対し、受け持つ学校を指定している。教師用指導書についても教科書と同様に学校ごとに受け持つ販売業者が指定されているため、今回競争入札ではなく、随意契約とし、それぞれの指定された業者に金額は変わらないでお願いするものである。

黒鶴委員： 単価は同じであるのか。

本多学校教育課長： 単価は同じである。

- 黒鶴委員： 1冊当たりの単価はどれくらいであるのか。
- 長元教育部長： 1冊当たりの平均単価は1万台から2万台台である。教科書の場合は全国津々浦々の学校に配布されるため、どの業者でも扱いができると地方の教科書会社が無くなるということもあるので、その地域はどこの会社で扱うと決められている。そのため、どの業者でも扱うのではなく、例えば御所浦地区は新日本教材が指定されているため随意契約を行う。その代わり金額については、会社・地域に関わらず同じ金額である。
- 石井教育長： 他に何かないか。なければ議第45号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第46号 令和元年度一般会計補正予算（第7号）について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 議案書22ページをお願いする。12月3日開会予定の市議会定例会において、補正予算の計上を予定しているため、令和元年度一般会計補正予算（第7号）について、説明する。まず、資料23ページをお願いする。今回計上を予定している一般会計補正予算の概要資料である。最初に「債務負担行為補正」であるが、スクールボート運航管理業務委託について、限度額2,502万1千円の債務負担行為の設定を予定している。次に、一般会計歳入の補正では、社会教育費寄附金として、400万円の寄附金を計上している。一般会計歳出の補正では、(10)図書館費459万2千円の増額補正として、人件費補正59万2千円のほか、備品購入費として図書購入費等400万円の増額補正を計上している。その他の歳出補正については、令和元年度当初予算計上時の予算額と本年4月の人事異動で配置された職員人件費見込み額との差額補正となる。次に、議案書の補正予算書について、説明する。議案書23ページからは教育委員会関係を抜粋した補正予算書をついている。教育委員会関係の今回の補正額は1,305万5千円となる。議案書24ページをお願いする。債務負担行為の追加として、スクールボート運航管理業務委託分の設定をお願いしている。25ページの歳入をお願いする。款18寄附金、項1寄附金、目8教育費寄附金では、社会教育費寄附金として400万円を計上している。26ページからの歳出をお願いする。項1教育総務費、目2事務局費182万5千円の減額は、人件費補正である。項2小学校費、目1小学校管理費682万5千円の増額は、人件費補正である。27ページの項3中学校費、目1中学校管理費675万8千円の減額は、人件費補正である。項4幼稚園費、目1幼稚園費353万3千円の増額は、人件費補正である。28ページの項6学校給食費、目1学校給食費634万円の増額は、人件費補正である。項7社会教育費、目1社会教育総務費30万6千円の減額は、人件費補正である。29ページの目3公民館費4万1千円の増額は、人件費補正である。目4図書館費459万2千円の増額のうち、給料、職員手当等、共済費の計59万2千円の増額は、人件費補正である。目6文化財保護費61万3千円の増額は、人件費補正である。次に、学校教育課、その次に生涯学習課から所管する部分を順に説明する。

本多学校教育課長： 議案書の24ページ及び資料の23ページをお願いする。第3表債務負担行為補正のスクールボート運航管理業務委託料について説明する。スクールボート運航管理業務委託は、年度当初から実施する必要があるため、前年度中に契約事務を行う必要があり、債務負担行為に追加するものである。スクールボート運航管理業務委託については、御所浦小中学校のスクールボート1隻に係る契約であるが、令和2年度の単年度分、2,502万1千円である。御所浦小中学校のスクールボートは、平成24年度から御所浦中学校の生徒用に運航を開始しているボートを小学校、中学校で共用して利用している。単年度契約としたのは、燃料費の変動が見込めない状況であるためである。

岡田生涯学習課長： 議案25ページをお願いする。議第46号令和元年度一般会計補正予算（第7号）

の歳入、社会教育費寄付金補正額400万円についての提案理由を説明する。資料の23ページ、概要について2歳入をお願いする。寄附金400万円のうち、市立図書館図書購入のための寄付金として、錦戸企業グループ様から100万円、新中央図書館図書購入および備品充実のための寄付金として、平成31年にご逝去された寺澤弘子様の御遺志により、ご遺族様から300万円の寄付いただいた。ご遺族からのご希望により、「故・寺澤弘子様のご遺族様」の標記としているので、参考資料の23ページの標記の修正をお願する。合わせて、3歳出補正予算額400万円、(10)図書館費のうち、図書購入費及び備品購入費として、400万円の増を計上している。

石井教育長：事務局から説明があった。何か質問等はないか。

岡田生涯学習課：寺澤様は本渡市内の幼稚園教諭として勤務をされていた。以前から図書館のボランティア、お話会等いろいろ図書館に出向いていただいていることもあり、故人のご遺志で図書館の図書購入費や備品購入費として寄附がなされた。ご遺族の強い希望で故人の名前のみを掲載するということで、本人の内諾を得ている。

石井教育長：他に何かないか。なければ議第46号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第47号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

石井教育長：事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長：議案書30ページ及び平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書をお願いする。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定により、教育委員会の議決を得る必要があるため提案するものである。点検・評価報告書の表紙の裏面をお願いする。ここには「はじめに」ということで、上段6行に記載のとおり、この報告書の根拠、役割として、地方教育行政法第26条第1項の規定により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、毎年、教育委員会の所管事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果を市議会に提出するとともに、市のホームページ等で公表するものとなる。この評価にあたっては、地方教育行政法第26条第2項の規定に基づき、より客観性・透明性を高めるために、外部の教育に関して学識経験を有する方を点検評価員として委嘱し、意見を聴取することとしている。点検評価員には、熊本県立大学総合管理学部教授の澤田道夫氏と元本市教育委員の松本由香里氏に、昨年に引き続きお願いし、7月16日と10月18日に2回の点検評価員会議を開催し、意見をいただいたところである。目次の次にある1ページ、点検及び評価に関する要領について説明する。1趣旨については、冒頭に説明した法律の規定により点検評価を行うことになる。2の点検評価の対象は、教育委員会の職務権限として規定されている事務のうち、総合計画や教育振興基本計画の目標を達成するため実施する主要な事業を対象に実施した。多数ある事務事業のうち、主なものとして、平成30年度分では28の事務事業を点検評価の対象としている。次に、5点検評価の手順についてであるが、まず、事務局各課で内部評価を行い、その内部評価について、点検評価員から意見をいただくというものが外部評価となる。配布している報告書については外部評価までが終わったものとなる。この外部評価を踏まえて、教育委員会で最終評価を行う必要があり、本日、この最終評価について、審議をお願いする。最終評価された報告書については、市議会に提出するとともに、ホームページに掲載する。そのほか冊子の形でいつでも閲覧できるように備え置いて公表することになる。なお、2ページから3ページにかけて、点検評価調査の作成について示しており、それぞれの事業を評価し、今後の取組みの方向性についても検討し記載することとしている。4ページには、教育委員会の活動状況として、教育委員会の会議の状況、活動状況、行事等を記載し、5ページ

の下部には、附属機関の状況をまとめている。6ページには、教育委員会からの情報発信について記載している。次に7ページをお願いする。ここには、点検評価員による外部評価の際の意見についてまとめている。また、10ページから12ページには、点検評価員による総合評価も掲載している。これらの意見を踏まえ、12ページに記載しているが、今後の方向性として、教育委員会が所管する事業における総合的な方向性をまとめている。15ページから42ページにかけて、各課で行った内部評価の結果を主な事務事業ごと点検評価調書を作成している。この調書については、1事業ごと点検評価員による外部評価を受け、点検評価員の意見等に基づき、事務事業の課題や方向性について、見直しを行い作成したものである。以上で、この点検評価制度と報告書（案）の概要について、説明を終わる。

次に、本年度の点検評価の対象とした28の事務事業のうち、調書の右側下部にある総合評価が継続以外の事業を中心に各課から説明をする。まず、教育総務課関係であるが、20ページをお願いする。教育総務課関係では、5つの事務事業を点検評価の対象としているが、その中で、整理番号6の姉妹都市教育交流事業は、本市と姉妹都市関係にあるアメリカ合衆国エンシニータス市との教育交流事業を行うことで、国際感覚を持った青少年の育成を図るものである。交流の形としては、派遣と受け入れを隔年で実施している。令和元年度は派遣の年であったので、訪問団と併せて、行政職員も同行し、エンシニータス市側と教育交流事業について協議を行ってきた。この協議をもとに派遣、受け入れの内容について、より充実したものとなるよう見直すこととしている。これにより、総合評価は見直して継続としている。次に、29ページ整理番号15小・中学校統合推進事業である。この事業は、平成22年に策定した天草市学校規模適正化推進計画に基づき、市内の小・中学校の統合を推進するための事業費を計上し、取り組んできた。平成30年4月に、本渡東小学校及び有明小学校が開校するとともに、学校統合を要因とした学校施設の整備事業についても、平成30年度をもって完了したところである。これにより、総合評価の方向性は終了としている。なお、今後取り組んでいく学校施設整備等の教育環境の改善については、学校施設大規模改造事業や營繕事業等で対応していくこととしている。以上、教育総務課関係について、説明を終わる。

本多学校教育課長：学校教育課所管事業については、継続以外の拡充する事業について説明する。18ページの総合的な学習活動支援事業である。課題として令和元年度より市内小中学校において世界文化遺産に関する学習、「世界遺産学」を教育課程に位置付けて取り組むことから、今後は崎津集落の現地学習を柱としながら、天草の豊かな地域資源を活用し、学習機会を設けることが必要と考え、今年度から実施していることから方向性を拡充とした。次に26ページのコミュニティ・スクールの推進に向けた取組みであるが、今年度以降、市内全ての小中学校でコミュニティ・スクールを設置することとしているので方向性を拡充とした。

岡田生涯学習課長：34ページをお願いする。家庭教育支援事業である。地域の実情に応じた家庭教育に関する支援体制作りや学習機会の提供等を行い、家庭教育の再生を図ることを目的としているが、伸び悩んでいるところもあったため家庭教育学級等への講師派遣を参加者数の増に繋がるよう保育園等に出向いて周知・啓発を行うことにより家庭教育支援の拡充を図るとともに子育て支援課と連携し、積極的に推進していく必要があると考え総合評価を見直して継続とした。次に38ページをお願いする。生涯学習推進事業である。これは全体的に複合施設の供用開始により機能が集約される勤労青少年ホーム事業と一本化を視野に入れ、見直して継続とした。39ページをお願いする。先ほど生涯学習推進事業で説明したとおり、複合施設の供用開始に向けて事業の書きぶりを修正している。41ページをお願いする。放課後子ども教室推進事業である。放課後等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習や様々な体験、交流活動の機会を定期的・継続的に提供することで地域社会全体の教育力の向上を図ること

を目的としている。これについては、放課後児童クラブの配置等を考慮しながら検討する必要があることから、放課後総合プランの推進事業の取組みとして子育て支援課と連携を図りながら、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携型として実施できるよう推進していくこととしているため、見直して継続としている。42ページをお願いする。青少年健全育成事業である。青少年同士の交流を促し、自然とのふれあいなどの豊かな体験の場を創出するとともに、ボランティア等の社会参加型活動への参加を支援することを目的としているが、補助制度等の周知方法について具体的に示して修正を行うということで見直しを行っている。また、方向性として、補助基準の見直しなどを検討し、新規の申請団体の青少年の健全育成に繋げることができるよう、制度の周知・啓発に力を入れていきたいと考えているため見直して継続としている。

長尾学校給食課審議員：32ページをお願いする。地産地消の推進である。取組実績に栄養士の取組みについても記載するよう評価員から指摘があったため、追記をしている。33ページをお願いする。事業目的・内容に、各センターについての情報を掲載するよう評価員から指摘があつたため追記している。

柴田教育総務課長：以上各課から総合評価の方向性で特に動きがある事務事業を中心に説明させていただいた。教育委員におかれでは、その他の事務事業も含めて、事業の方向性や総合評価について、本日提案した方向性で良いかご意見等していただき、最終評価を行っていただきたい。

石井教育長：事務局から説明があった。何か質問等はないか。

木下委員：感想と意見を述べる。まず、感想である。2人の評価員から各事業について褒めている。評価調書が見やすく、分かりやすい。毎年着実に改善されている。年々良くなっていると評価されている。本当に嬉しく思った。職員に努力に敬意を表する。それでは質問である。昨年の評価調書と比べると3つ評価されていない。学力向上においての学校教育研究委員会、外国青年教師招致事業、そして教職員資質向上の学校訪問指導の充実である。3つの事業は重要であり、達成状況と評価を読んで、方向性は継続となっている。なぜ、この事業が点検・評価されていないのか教えていただきたい。

本多学校教育課長：評価をするにあたり、継続して同じような形で行う事業、今回で言えばスクールバス運行事業についても来年度以降は評価を行わない。評価をしなかった3事業は継続して今まで通り事業を実施するということで、毎年評価をしなくても良いのではないかという判断で評価を行っていない。継続してやっていくことには変わりない。

木下委員：評価には継続となっており、中止しても良いとの文言は無かった。

本多学校教育課長：評価をしなくても良いとの文言はないが、評価員と協議をしながら今回は評価をしていない。

蓑田委員：毎年、勤労青少年ホームの事業について工夫がなされているが、今年に至っては年齢制限が外れて募集されていた。そのおかげで私も参加でき、年齢制限がなくなるのを待っていたという方もいらっしゃった。いい方向に進んでいると思う。

行合委員：木下委員が言われたように、学力向上は効果が出ている。質問であるが、姉妹都市教育交流事業である。平成30年度にエンシニータス市からは高校生が来市している。天草市からは中学生がエンシニータス市を訪問するが不都合等はないか。

出永教育総務課長補佐：エンシニータス市からの派遣団は民間団体が募集等をしている。今年、エンシニータス市を訪問した際に先方と話をしたが、中学生でなく高校生を派遣すると言うことであった。

行合委員：高校生が来て中学生と交流する訳であるが、ギャップはないのか。

出永教育総務課長補佐：昨年、エンシニータス市からの訪問団が本渡東中学校、栖本中学校、五和中学校の3校と交流したが中学生と高校生の交流であったがギャップは感じられなかった。

石井教育長：行合委員が聞きたいのは、こちらからは中学生を派遣するのになぜエンシニータス市からは高校生が訪問するのかと言うことである。これはもうどうしようもないことでは

ないのか。

出永教育総務課課長補佐：姉妹都市交流事業は本渡市時代に始まっている。過去には民間レベルで看護師・消防士等が相互訪問している。エンシニータス市から中学生が派遣されたとの資料はない。

行合委員：評価員から姉妹都市教育交流事業について、視点のずれ、効果が薄い場合は事業の意見交換が必要ではないかと意見がなされている。グローバル人材事業についての点検評価の意見に、大学院生が天草に来るメリットがなければだんだん来なくなるのではないか。また大学院生から意見を聴取し、反映するべきではないかと意見が出されている。このことから今年度、留学生の民泊が計画されたのではないかと思うが、市長がこのグローバル人材育成事業を導入した経緯は、天草の子どもたちのグローバル化ではなかったかと思う。民泊を入れることがいいのか今後の方向性をお聞きしたい。

本多学校教育課長：この点については、以前グローバル人材育成事業の報告を行った際に委員から意見をいただいた。その後、評価員からこの様な意見をいただいたので、子どもたち以外の方たちとの交流も行った。来年度に向けては委員からの意見を踏まえ、なるべく多くの子どもたちと交流できるよう検討する。

行合委員：教育相談事業であるが、作業療法士への相談が増加していると記載されている。この作業療法士の対応とはどういうものであるのか。また、SSTとの違いではないのかと思っている。臨床心理士は分かるが、作業療法士が子どもたちにどの様な対応をするのか分からぬ。

長元教育部長：教育相談カウンセラーは5名である。臨床心理士の有資格者が3名、言語聴覚士が1名、作業療法士が1名、そして何名かの方は臨床心理士の他に公認心理士等の有資格者である。その中で作業療法士への相談が一番増えている。先日、八代から作業療法士がいらしていたので行ってみた。どの様なことをされているのかというと、授業に集中できない子どもにヘッドホンを付ける、鏡に写った文字を書く訓練をする。印象であるが授業中に落ち着く態度であったり、学校の教員ではなかなかできないような、会話だけでなく作業をしながら子どもを集中させたり、勉強も周りとできるようなことをされていた。カウンセラーだけではなく、そういった需要が増えているのではないかと感じている。

行合委員：市指定教育研究推進校補助金について質問する。教育長が天草市内の小中学校における問題を相談していただけること、教育委員として問題把握ができ嬉しく思う。また、指導係はブラッシュアップ研修等、新しい指導方法などを取り入れ、教職員の資質向上、また天草市全体の学力レベルアップ等に努力して学力もアップしてきたと思う。特に思うことは今年、研究発表に参加し、学校が問題を抱えながらも解決に向けて必要な教育方法を生み出し、それを研究授業として実践していることに心打たれた。教育長、指導係の協力あっての成果と思うが、今後も学校教育の向上のために共に協力していただき、また、推進校がもっと増えていけば良いと思う。教員の資質も向上していると思っているのでもっと増やしていただきたい。それから読書活動推進事業について質問する。中央図書館においては毎月多くのイベントを計画され、読書活動推進に努力されている。また、地域の図書室にない書籍も保管されており、図書室がない場合には連絡すればすぐに用意していただいている。中央図書館として役割を果たしていると思う。できれば、地域の図書室も長期休暇の図書利用の啓発、また図書室でもイベントを計画していただければ、より活用ができるのではないかと思っている。

福本中央図書館庶務係長：図書室も補助執行で支所職員に管理もらっているが、なかなか図書室単位のイベントはできていない。中央図書館の充実に伴い、地域の図書室も書籍の貸し借りだけではなくイベント等が開催できれば良いのではないかと考えるので、検討させていただく。

吉森委員：希望と質問である。まず、生涯学習推進事業の見直して継続と勤労青少年ホーム事業も併せてである。来年4月から複合施設が供用開始される。記載されているように大いに連携していただき、これから先、生涯学習推進事業は重要性が高まると思うので複合

施設では横の連携を取って市民に少しでもPRしていただきたい。成人式は今後のあり方についてアンケートを実施し、その結果を踏まえて調査、検討する必要があるとあるが、アンケートは今年度中に行うのか、来年度行うのか教えていただきたい。

岡田生涯学習課長： 成人式のアンケートであるが、合併後10年を経過した頃に成人式のあり方について検討するとの計画があった。今年度は26年度にアンケートを実施した結果を踏まえて令和4年度を目途に見直しを行う計画が元々あったため、今年度、8月開催した牛深地区の成人式でアンケートを実施し、来年の1月に開催が予定されている他地区の成人式においてもアンケートを実施することとしている。また、民法改正に伴い、成年年齢の見直しによる全国でも今後どの様に対応していくのか調査等もあった。天草市としての方針を決めていくうえでも、併せてアンケート内容に盛り込んで牛深地区は実施した。また、対象年齢の見直しをするのかどうかの部分もあるため、対象年齢となる中学3年生・高校1年生に今年度できれば良かったが期間的に難しかったため、来年度になって直ぐに高校1年生及び2年生に学校を通じてアンケートを実施することとしている。

石井教育長： 他に何かないか。

菱田委員： 青少年健全育成事業である。点検評価員も、事業費が10万円以上となっている基準を見直す必要があるのではないかと指摘されている。私も何度か申請しようとしたことがあったが、事業費10万円があり申請できなかった。申請も少ないとのことであるので、この点について検討していただければと思う。

岡田生涯学習課長： 補助基準の見直しを検討すべきではないかとのことであるが。10万円以上ということは20万円以上の経費が必要でなければ補助対象にならない。補助制度自体、内容の見直しを行わなければならないとのことで見直して継続としているので、ご意見を踏まえて検討したい。

長元教育部長： 思い出したことがあるので補足させていただく。行合委員のエンシニータスの件であるが、最初からあらゆる分野の方々をエンシニータスに派遣していた。中にはウォーカラリーの際の抽選で一般市民の派遣、消防士の交流、期間は長くなかったが英語担当教諭がエンシニータス市を訪問し、エンシニータス市からは教員を派遣してもらっていた。本当に幅広い分野で交流していた。それが、合併した時にエンシニータス市との交流をどうするのか検討し、こちらは中学生、あちらは高校生という形になった。何故中学生・高校生になったのかは別にして、天草市は教育交流に絞りましょうとなった。その様な経緯から中学生が適当ではないかとのことで合併以降続いている。それからグローバル人材育成事業である。私も実際に市民センター、学校を見に行った。以前から指摘がっている民泊であるが、天草市として大学との交流を行っている。そこまで教育委員会がしなければならないのかという部分はあるのかもしれないが、せっかく来てくれた留学生に天草の良さを知ってもらい、一方では情報発信をしてもらいたいという気持ちもあり、いくらかの部分は観光宣传と事業を切り離すわけにはいかないので対応している。ご理解いただきたい。複合施設での生涯学習推進では年齢制限の撤廃があつて良かったとの意見が一つのヒントになっている。一つの建物になるので、これまで勤労青少年ホームは45歳まで、生涯学習は誰でも、年齢制限がない中でいろいろ事業を行っている。その中で利用者減少について指摘を受けたけれども、若い人が集まって、何かを始めようということがあるように勤労青少年ホームはなくなるけれども機能は残していくたい。

石井教育長： 他に何かないか。なければ議第47号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例改正について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 定例会資料25ページをお願いする。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定、これに関連する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、市長部局総務部総務課から、本年8月開会の令和元年第3回市議会定例会に上程され、可決されている。これにより、市非常勤職員の任用等について、大きく変わることになったので、教育委員会関係の職種について、報告する。資料の25ページ上部、四角囲いの中に、今回の改正の目的を記載している。今回の制度改正は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴うもので、地方公共団体における公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、会計年度任用職員制度を創設することになった。これにより、非常勤職員の任用根拠の明確化、適正化を図るとともに、新制度への移行に必要な規定の整備が行われたところである。25ページ中段には、会計年度任用職員制度の概要を図示している。現行制度の3職種を見直し、移行後は、特別職非常勤職員と会計年度任用職員、臨時的任用職員に分類することになる。この会計年度任用職員も2種類に大別されるが、本市の場合は、第1号会計年度任用職員（パートタイム）のみの任用となる見込みである。26ページに主な勤務条件等を記載している。大きく変わる点としては、期末手当が支給されるところとなる。この制度の導入は、令和2年4月1日ということになり、教育委員会関係の職種で会計年度任用職員に移行する職種としては、外国語指導助手や学校主事嘱託員等、13職種を予定している。資料27ページから29ページには、会計年度任用職員制度に移行することに伴い、現行の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、移行する職種を削除する改正が必要となったので、その分の条例改正分と30ページから31ページには、当該条例別表の新旧対照表を参考に付けている。以上で、天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定、天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について報告を終わる。

木下委員： 期末手当が支給されるようになって良かったと思う。質問であるが、会計年度職員の更新回数は現在の非常勤職員と変わらないのか。

柴田教育総務課長： 現在の非常勤職員には4回更新で最高5年間勤務したら任用できない仕組みで運用してきた。資料25ページの下段に記載しているが再度の任用と書かれており、人事評価をして問題なければ2回まで続けて任用できる。3回目について公募して、公募の中で同一の方が再度申し込みをし、面接等を受けての任用はできる。

木下委員： 何故質問したかというと、評価項目の中に司書の人材確保に苦慮すると記載してあったので、そういう制限があれば苦慮するだろうと思ったので質問した。

石井教育長： 他に質問等はないか。何か質問等があれば後ほど直接お願ひする。

(2) 令和元年12月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 定例会資料32ページをお願いする。12月の行事予定について掲載している。12月2日（月）、本渡東小学校の総合訪問が行われる。19日（木）14時から、教育委員会定例会を本会場で行う予定としている。

なお、資料には記載していないが、市議会定例会については、12月3日（火）に開会、10日（火）に教育厚生委員会、11日（水）に補正予算関係の予算決算委員会、16日（月）～18日（水）の3日間一般質問が行われ、12月20日（金）に閉会の予定となっている。さらに、1月の行事予定で分かっているものについて報告する。1月20日（月）に熊本県教育委員研修大会が熊本県庁で開催されることとなっている。また、1月の教育委員会定例会は、1月16日（木）14時から開催する予定としているので、日程調整をお願いする。行事予定については、以上のとおりである。

7 その他

石井教育長： その他であるが事務局又は教育委員から何かないか。

岡田生涯学習課長： 机上に本日、令和2年各地区成人式主催者、教育委員の出席者案について配布させていただいた。これをお願いする。令和2年1月の成人式については、資料のとおり計画している。これはあくまでも生涯学習課での計画であるので案をご覧いただき、都合が悪い場合はお知らせいただければ調整させていただく。役割として要望があつているのは河浦地区、新和地区的開式の言葉と五和地区でのタイムカプセルの受け取りである。他の地区はご臨席のみである。ご都合の悪い場合は、この場でもお聞きしますし、後ほどご連絡をいただければ調整したいと思う。また、図書館だよりの11月号を机上に配布しているので後ほどご覧いただきたい。もう一点、吉森委員から生涯学習推進事業についても今後複合施設の供用開始に伴い期待しているとご意見をいただき感謝する。点検評価員からもあったように生涯学習の転機になるので、情報発信を積極的に行い多くの市民に学ぶ機会を提供したいと思っている。よろしくお願ひする。それに伴い、本渡地区公民館、勤労青少年ホームが来年3月31日をもって閉館になる。これまでの利用者、教育委員等に案内し記念イベントを開催することとしている。自由な参加としているので、教育委員に方にお出席いただきたい。

本多学校教育課長： 先月の教育委員会で幼稚園の預かり保育について、次回意見をいただきながら調整し、規則等を提案すると報告していたが、現在、調整中であるため今回の提案は見送っている。

柴田教育総務課長： この後のいじめ問題等について報告をさせていただく。通常であれば教育委員会の会議の会議録を作成しホームページで公開するが、内容が会議規則の非公開案件であるため非公開で行いたい。

石井教育長： ただ今、事務局より非公開での報告を行いたいとのことであるがよろしいか。

(全員承認する)

石井教育長： それでは非公開とする。

(非公開のため会議録なし)

石井教育長： 他に事務局から何かないか。なければ本日の会議を閉じる。お疲れ様でした。